

1 意見募集の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号。以下「改正法」という。）の施行に伴う道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

平成26年11月28日（金）から平成26年12月27日（土）までの間

3 主な内容（別添資料参照）

(1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案の概要（別紙1）

ア 一定の病気に該当すること等を理由として運転免許の取消しを受けた者で、当該取消しを受けた日から起算して3年を経過する前に運転免許を再取得したもの等についての優良運転者等に係る基準を定める。

イ 自転車運転者講習の受講命令の要件となる、自転車の運転に関し道路交通法の規定等に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（危険行為）を定めるほか、当該講習の講習手数料の標準額を定めるなどする。

ウ アルコールを検知する機器の利用を呼気検査の方法に加える。

(2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案の概要（別紙2）

ア 自転車運転者講習について、講習の内容、方法等を定めるほか、受講命令の方法及び受講命令をした場合等に都道府県公安委員会が国家公安委員会へ報告しなければならない事項を定める。

イ 都道府県公安委員会が、臨時適性検査の通知をした場合に、国家公安委員会へ報告しなければならない事項を定める。

ウ 反則金の納付を通告するとき等に交付する納付書について、非衝撃式印字装置により印字することができるよう、様式に係る規定を整備する。

4 施行期日

改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（改正法の公布の日（平成25年6月14日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（平成27年6月1日を予定））から施行する。

公安委員会

説明資料No.

2

国家公安委員会に対する

審査請求事案の裁決について

平成26年11月27日

交通指導課

(略)

公安委員会 説明資料No. 3	第23回全国小学生作文コンクール 「わたしたちのまちのおまわりさん」 の受賞者の決定等について	平成26年11月27日 少年課
---------------------------	---	--------------------

1 全国小学生作文コンクールの趣旨等

本コンクールは、小学生に警察官とのふれあい等について作文を通して改めて考えてもらうことで、非行防止、健全育成を図ることを目的として、平成4年度から実施しているもの。

主催：(公財)日工組社会安全財団、
(公社)全国少年警察ボランティア協会、読売新聞社

後援：内閣府、警察庁、文部科学省

2 募集結果

応募総数6,971点
(低学年の部3,240点、高学年の部3,731点)

3 審査員

特別審査員～女優・タレント 高田万由子氏

審査員～主催者代表等 4名

4 受賞者

内閣総理大臣賞	低学年の部	和歌山県(和歌山市立吹上小学校2年)	いのおか はやと 井ノ岡 勇人
	高学年の部	東京都(渋谷区立神南小学校5年)	ふじもと けい 藤本 慧

・表彰状、盾、副賞(図書カード5万円)を授与

国務大臣・国家公	低学年の部	東京都(光塩女子学院初等科3年)	すずき ひなの 鈴木 緋奈乃
安委員会委員長賞	高学年の部	広島県(広島市立緑井小学校4年)	おきもと えいたろう 沖本 英太郎

・表彰状、盾、副賞(図書カード3万円)を授与

警察庁長官賞	低学年の部	鹿児島県(奄美市立小宿小学校1年)	かみむら つきの 上村 月乃
	高学年の部	愛媛県(今治市立朝倉小学校4年)	わたなべ れん 渡邊 廉

・表彰状、盾、副賞(図書カード2万円)を授与

※ このほか、日工組社会安全財団賞2名、
全国少年警察ボランティア協会賞2名、読売新聞社賞2名、
審査員特別賞2名、優秀賞28名が表彰される。

5 表彰式等

- 12月6日(土)午後2時からグランドアーク半蔵門で表彰式を開催予定。
受賞者が保護者ととともに出席予定。
国家公安委員会委員長、警察庁長官、生活安全局長が出席予定。
- 12月3日(水)の読売新聞紙上に、内閣総理大臣賞受賞作品2点が掲載されるほか、受賞作品42点全てが読売新聞社ホームページで紹介される予定。

<p>公安委員会 説明資料No. 4</p>	<p>中継サーバ事業者等による不正アクセス 禁止法違反等事件の一斉取締りについて</p>	<p>平成26年11月27日 情報技術犯罪対策課</p>
-----------------------------------	--	----------------------------------

平成26年11月19日、中継サーバを提供していた8事業者等による不正アクセス禁止法違反事件等の一斉取締りを実施した。

1 背景

インターネット接続を中継する中継サーバ（プロキシサーバ）については、利用者のIPアドレスが置き換わるなどの特性を有しており、サイバー犯罪に悪用された場合、その匿名性から被疑者特定に困難を来していたところ。

こうした中継サーバがインターネットバンキングに係る不正送金事犯等のサイバー犯罪に悪用されるなど犯罪インフラの温床となっている実態を踏まえ、こうした実態を認識しながら中継サーバを提供している悪質な事業者等を徹底的に取締り、中継サーバを悪用した各種サイバー犯罪の発生を抑止することを目的として、一斉取締りを実施したもの。

2 実施警察

20都道府県警察（8合同捜査本部）

3 適用罪名

○ 不正アクセス禁止法違反

同法第3条（不正アクセス行為）、同法第4条（識別符号の取得）

同法第6条（識別符号の保管）

○ 著作権法違反

同法第21条（複製権）、同法第113条第2項（侵害とみなす行為）

4 一斉取締り結果

○ 逮捕人員 12人

○ 搜索箇所 41箇所

公安委員会 説明資料No. 5	特定危険指定暴力団等五代目工藤會 に対する事務所使用制限命令の発出 について	平成26年11月27日 暴力団対策課
<p>1 概要</p> <p>平成26年11月20日、福岡県公安委員会は、特定危険指定暴力団等五代目工藤會に対し、暴力団対策法第30条の11第1項に基づき、事務所使用制限命令を発出した。</p> <p>(参考)</p> <p>11月13日 立入検査の実施</p> <p>11月17日 意見聴取の実施</p> <p>2 対象事務所</p> <ul style="list-style-type: none">五代目工藤會本部事務所（福岡県北九州市）五代目工藤會従たる事務所（同上）田中組本部事務所（同上）田中組従たる事務所（同上）		

1 経緯

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「指針」という。）の策定を受け、指針の認知度や指針に基づく企業防衛対策の取組状況、反社会的勢力からの不当要求の実態を把握するため、平成20年から隔年でアンケート調査を実施。

2 調査主体

- (1) 全国暴力追放運動推進センター
- (2) 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
- (3) 警察庁刑事局組織犯罪対策部

3 調査の方法（無作為抽出、回答率27.0%）

- (1) 調査期間 : 平成26年7月
- (2) 調査対象 : 全国の企業10,000社

4 主な調査結果

- (1) 過去5年間に不当要求を受けたことがある企業は、前回調査時の11.7%から4.0%へと大幅に減少（別添表1）。
- (2) 不当要求の相手方の属性について、暴力団員、暴力団関係者が減少（別添表2）。
- (3) 過去5年間に不当要求を受け、これに応じた企業の数には大幅に減少。不当要求に応じた企業の割合は、前回とほぼ同様の約2割で推移（別添表3）。
- (4) 指針を知っていた企業は、77.4%から55.2%へと減少するも、指針を知っていた企業のうち取組みを行った企業は、73.4%から79.9%へと増加しており、指針に沿った取組みを行った企業のうち契約書等への暴力団排除条項を導入した（導入する予定がある企業を含む。）企業も、79.8%から87.1%へと増加（別添表4、5、6）。

5 今後の対策

指針を知っている企業の取組みは着実に前進しているが、個人事業主や小規模企業の中には、指針を知らなかったり、取組みに遅れがみられる企業もあることから、引き続き指針の普及と取組み強化を図るため、関係省庁と緊密に連携し、業界団体等へ働きかけていく必要がある。

1 開催目的

- (1) 東アジア地域組織犯罪対策代表者会議(以下「代表者会議」という。)
東アジア各国・地域等から組織犯罪対策を担当する幹部等を招へいし、国際組織犯罪に関する情報を交換するとともに、関係治安機関の連携を強化することを目的とする。(11回目)
- (2) 東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナー(以下「セミナー」という。)
東アジア各国・地域の国際捜査部門の連絡窓口であるコンタクトポイントオフィサーの相互理解を深め、連携を強化することを目的とする。(4回目)

2 開催日・場所

- (1) 代表者会議・セミナー(場所:三田共用会議所)
12月2日(火)、3日(水)
- (2) 視察(場所:東京税関等)
12月4日(木)

3 議題

- (1) 代表者会議
警察庁及び参加国・地域等から以下の議題について発表。
 - ① 日本の組織犯罪対策の現状と課題
 - ② 特殊詐欺と組織犯罪
 - ③ カジノにおける組織犯罪対策
 - ④ 危険ドラッグ等の薬物対策
 - ⑤ サイバー空間における組織犯罪とインターポールの役割
- (2) セミナー
警察庁及び参加国・地域から国際捜査協力の好事例を発表。

4 参加予定国

- (1) 代表者会議(14カ国・地域及び1国際機関)
ブルネイ、カンボジア、中国、香港、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ベトナム、インターポール
(その他、在京各国大使館等からオブザーバーが参加予定)
- (2) セミナー(13カ国・地域)
上記(1)のうち、ロシアを除く国・地域

5 警察庁参加者

長官、組織犯罪対策部長、組織犯罪対策部各課長等

1 構成

「概説」、第1章「国際情勢」、第2章「国内情勢」、第3章「治安情勢」、第4章「警備実施」で構成。

2 治安情勢(第3章)の概要(P21~P83)

(1) 公安情勢(P21~P37)

ア 平成26年の回顧

- 右翼や右派系市民グループは、朝日新聞による慰安婦報道の検証記事掲載等を捉え、取組。警察は、右派系市民グループの取組の過程で引き起こされた違法行為を検挙。
- 普天間飛行場移設、川内原発運転再開、集団的自衛権をめぐる大衆運動の盛り上がり。
- 革労協反主流派による辺野古移設工事関連会社に向けた飛翔弾発射事件が発生。

イ 平成27年の展望

右派系市民グループはデモ等の過程で反対勢力とのトラブルから違法行為を、右翼は抗議活動の過程でテロ等をそれぞれ引き起こすおそれ。極左暴力集団は、大衆・労働運動に介入するとともに、「テロ、ゲリラ」事件等を引き起こすおそれ。

(2) 外事情勢(P38~P68)

ア 平成26年の回顧

- 日朝政府間協議が再開され、北朝鮮が、拉致被害者等を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を実施する特別調査委員会を設置。
- 北朝鮮は、弾道ミサイルの発射等の軍事的挑発を繰り返す一方で、我が国には柔軟な対応。関係国の離間を企図。
- 中国は、我が国周辺海空域における活動を拡大・活発化。

イ 平成27年の展望

- 北朝鮮は、今後も我が国との交渉を優位に進めることを企図し、硬軟織り交ぜた駆け引きを展開。
- 中国は、今後も領土・領海をめぐる、力による現状変更の試みとみられる対応を継続。

(3) 国際テロ情勢(P69~P79)

ア 平成26年の回顧

- I S I Lが世界各地から外国人戦闘員を誘引し、帰国後のテロが懸念される中、我が国でも、I S I L参加目的でシリア渡航を企てた疑いのある者を捜査中。過激思想に影響を受けたとみられるテロも世界各地で発生。
- 国際テロリストの財産凍結法を、臨時国会に提出。

イ 平成27年の展望

情勢はI S I Lの活動実態に影響を受けつつ、厳しく推移。

(4) サイバー空間における警備情勢(P80~P83)

ア 平成26年の回顧

民間事業者等を標的としたサイバーインテリジェンス事案の実態の解明。

イ 平成27年の展望

民間事業者等を標的としたサイバー攻撃の手口の悪質・巧妙化が懸念。

3 警備実施(第4章)の概要(P84~P91)

自然災害等への対応(P85~P91)

- 広島市の土砂災害、御嶽山噴火に伴い、広域的部隊運用を実施。
- エボラ出血熱感染者等の搬送支援、医療機関等の警戒活動等を実施。

1 地震の発生状況

11月22日（土）午後10時8分頃、長野県北部（北緯36.4度、東経137.5度）を震源とするマグニチュード6.7（推定）、震源の深さ約5キロメートルの地震が発生。

※ 6弱（長野県長野市、小谷村、小川村）、5強（長野県白馬村、信濃町）、5弱（新潟県糸魚川市）

2 被害状況（11月27日午前8時現在）

(1) 人的被害

負傷者46人（重傷10人 軽傷36人）

※ 全て長野県で、家具の転倒、自己転倒等により、骨折、裂傷、打撲等の負傷。

(2) 物的被害

○ 全壊31棟、半壊57棟。

○ 原発関連施設異常なし（新潟県～柏崎刈羽原発、石川県～志賀原発）。

3 長野県警等の対応

○ 長野県警では、発災後直ちに、本部長を長とする災害警備本部を設置。

○ 最大約920人体制で、被害情報の収集、避難誘導や救出救助、住民の安否確認のほか、交通対策、被災地のパトロール、避難者の相談対応等を実施。

また、機動警察通信隊が、モバイル映像を撮影、送信。

○ 23日早朝から警備部隊338人（長野225人、警視庁7人、新潟54人、静岡11人、富山13人、愛知16人、石川12人）により、住民の安否確認を実施。新潟県警の部隊が、小谷村で3世帯8人を避難誘導。

○ 23日早朝からヘリテレ（長野、警視庁、山梨）による被害情報の収集等を実施。

4 警察庁の対応

○ 警察庁は、警備局長を長とする災害警備本部を設置。

○ 22日午後10時40分、周辺管区の広緊隊等に対し待機指示。その後、同日中に警視庁、関東管区及び中部管区内の広緊隊等に派遣指示。

○ 受信した被災地のモバイル映像及びヘリテレ映像を官邸等に送信。

5 政府の対応

○ 午後10時39分、緊急参集チーム協議開始（警備局長対応）。

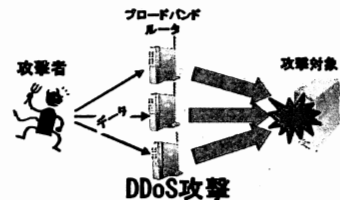
○ 関係省庁災害対策会議開催（3回）。

○ 23日、政府調査団派遣（団長：松本政務官）。

○ 24日、総理現地視察（白馬村役場～避難所～神城地区現場～御嶽山上空視察）。

1 概要

- DDoS攻撃の踏み台として利用できるブロードバンドルータ*の探索と考えられるアクセスを継続的に検知

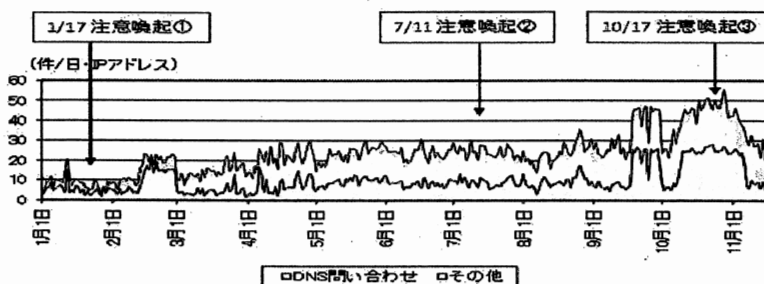


- 踏み台となったブロードバンドルータを利用したDDoS攻撃と考えられるアクセスを継続的に検知

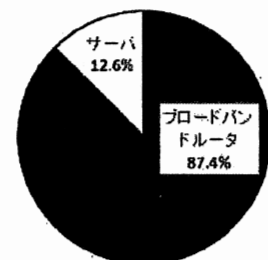
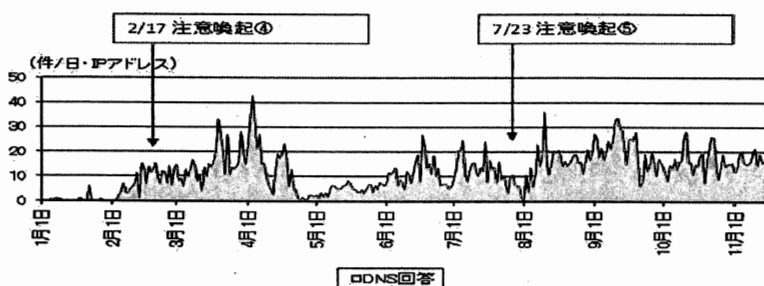
※ 外部からの名前解決要求 (DNS機能: ドメイン名とIPアドレスの変換) にも応答できるように設定 (オープンリゾルバ) されているブロードバンドルータ

2 サイバーフォースセンターにおけるアクセス検知状況

- (1) DDoS攻撃の踏み台として利用できるブロードバンドルータの探索と考えられるアクセス



- (2) 踏み台となったブロードバンドルータを利用したDDoS攻撃と考えられるアクセス及び国内で踏み台となったと考えられる機器の種類



国内で踏み台となったと考えられる機器の種類

3 推奨される対策

- 機器の製造元やJVNのサイト等で脆弱性情報の有無を確認
- 脆弱性がある場合は、アップデートや設定の変更等を実施

※JVN (Japan Vulnerability Notes) <http://jvn.jp/jp/JVN62507275/index.html>